

## 行政指導に関する指針等

行政指導の名称	適切なケアマネジメントの実施に関する助言に係る指導指針
根拠法令等・条項	堺市ケアプラン点検事業実施要領第5条
所 管 課	長寿社会 部                      介護保険                      課
行政指導の趣旨	ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行う。
その対象となり得る者の範囲又は該当する行為	本市の区域内においてサービスを提供している居宅介護支援事業所で作成されたケアプランのうち、「自立支援」及び「給付適正化」の観点から、市長が点検する必要があると認めるケアプラン
その対象となり得る者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第13条に規定する指定居宅介護支援の具体的取扱方針及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）に規定されている基準第13条に係る解説事項が適切に行われていること。
責 任 者	介護保険課長